

理事の職務権限規定

NPO法人

フードバンクネット西埼玉

理事の職務権限規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、NPO法人フードバンクネット西埼玉（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、NPO法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規定等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 2 代表理事は当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(業務執行理事)

第5条 代表理事以外の業務執行理事を選任した場合の職務権限は、理事会において別に定めるものとする。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規定に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規定は、2023年7月1日から施行する。(2023年6月9日理事会議決)

別表

理事の職務権限

決 裁 事 項	
項 目	決裁権者
	理事長
理事会の決議に付す議案に関する事	○
理事会並びに評議員会の招集	○
理事会の議長としての主宰	○
組織に関する基本方針及び制度設計に関する事	○
財務に関する基本方針及び制度設計に関する事	○
事業の基本方針及び制度設計に関する事	○
事務局長等の重要な使用人に関する人事案の作成	○
事務局長等の重要な使用人以外の人事の決定	○
寄付の受入れを含む1,000万円以上の契約の締結	○
一件につき500万円以上の支出の決定	○
訴訟への対処方針に関する事	○